

紀美野町第2回臨時会会議録

令和7年5月12日（月曜日）

○議事日程（第1号）

令和7年5月12日（月）午前9時30分開議

第 1 会議録署名議員の指名

第 2 会期決定の件

第 3 諸般の報告

第 4 議案第42号 専決処分の承認を求めるについて

（紀美野町税条例の一部を改正する条例について）

第 5 議案第43号 専決処分の承認を求めるについて

（紀美野町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について）

第 6 議案第44号 専決処分の承認を求めるについて

（令和7年度紀美野町一般会計補正予算（第1号）について）

第 7 選任第 1 号 常任委員の選任

第 8 選任第 2 号 議会運営委員の選任

第 9 選挙第 1 号 国民健康保険野上厚生病院組合議会議員の選挙

○追加議事日程（第1号の追加1）

第 1 議長辞職の件

第 2 選挙第 2 号 議長の選挙

○追加議事日程（第1号の追加2）

第 3 副議長辞職の件

第 4 選挙第 3 号 副議長の選挙

第 5 議席の一部変更

○追加議事日程（第1号の追加3）

第 6 特別委員辞任の件

第 7 選任第 3 号 特別委員の選任

第 8 選挙第 4 号 海南海草老人福祉施設事務組合議会議員の選挙

第 9 選挙第 5 号 海南海草環境衛生施設組合議会議員の選挙

第 10 選挙第 6 号 五色台広域施設組合議会議員の選挙

第11 選挙第 7号 和歌山県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙

第12 選挙第 8号 紀の海広域施設組合議会議員の選挙

○追加議事日程（第1号の追加4）

第13 議案第45号 監査委員の選任の同意について

第14 議員派遣の件

第15 閉会中の継続調査の申し出について

(総務文教常任委員会)

(産業建設常任委員会)

(議会運営委員会)

(議会活性化特別委員会)

(議会広報特別委員会)

○会議に付した事件

日程第1から第9まで

追加日程第1から第15まで

○議員定数 12名

○出席議員

議席番号	氏名
1番	徳田拓嗣
2番	中原和也
3番	桐山尚己
4番	藤井基彰
5番	上柏院亮
6番	埴谷高夫
7番	七良浴光
8番	北道勝彦
9番	向井中洋二
10番	伊都堅仁
11番	美濃良和

12番 美野勝男

○欠席議員

なし

○説明のため出席したもの

職	名	氏	名
町長	小川	裕	康
副町長	細嶋	康	則
総務課長	曲里	充	司
住民課長	森谷	克	美
税務課長	調月	克	久

○欠席したもの

なし

○出席事務局職員

事務局長	井戸向	朋	紀
事務局書記	西本	貴	哉

開 会

○議長（美野勝男） 皆さん、おはようございます。

ただいまから令和7年第2回紀美野町議会臨時会を開会します。

（午前 9時30分）

○議長（美野勝男） これから本日の会議を開きます。

本日の日程は、お手元に配付のとおりです。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（美野勝男） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本臨時会の会議録署名議員は、会議規則第126条の規定によって、8番、北道勝彦議員、9番、向井中洋二議員を指名します。

◎日程第2 会期決定の件

○議長（美野勝男） 日程第2、会期決定の件を議題とします。

議会運営委員長から、調査結果を報告願います。

伊都堅仁委員長。

（議会運営委員長 伊都堅仁 登壇）

○議会運営委員長（伊都堅仁） 去る5月9日、議会運営委員会を開催しましたので、その結果について御報告いたします。

会期は、本日1日限りとし、会期中の会議予定につきましては、お手元に配付の会期日程表のとおりであります。

以上で報告を終わります。

（議会運営委員長 伊都堅仁 降壇）

○議長（美野勝男） お諮りします。

本臨時会の会期は、ただいま報告のとおり、本日1日限りとしたいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（美野勝男） 異議なしと認めます。

したがって、本臨時会の会期は、本日1日限りと決定しました。

◎日程第3 諸般の報告

○議長（美野勝男） 日程第3、諸般の報告を行います。

本臨時会に提出された案件は、お手元に配付のとおりです。

この際、町長から臨時会招集の挨拶の申出がありましたので、これを許します。

小川町長。

(町長 小川裕康 登壇)

○町長（小川裕康） 皆さんおはようございます。

議長のお許しをいただきましたので、開会に当たりまして一言御挨拶を申し上げます。

新緑が眩しく、爽やかな風とともに、木々の若葉が一段と鮮やかに輝く季節となっていました。

本日、令和7年第2回紀美野町議会臨時会を招集いたしましたところ、議員各位には何かと御多用の中、御臨席を賜り、誠にありがとうございます。

初めに、去る4月15日に道半ばで急逝されました岸本周平前和歌山県知事の御冥福を改めてお祈りいたします。

さて、去る3月31日付をもって、紀美野町発展のために一緒に頑張ってこられた9名の職員が退職いたしました。一方、4月1日付で新たに6名の職員を採用し、人事異動も行い、令和7年度がスタートしたところであります。

そして、4月8日には議員の皆様をはじめ、多くの関係者の皆様に御臨席を賜り、紀美野中学校の開校式を挙行することができました。美里中学校と野上中学校の歴史と伝統を引き継ぎ、町内唯一の中学校として新たな歴史が始まりました。

また、18日の午前中に紀美野町学校給食センター、午後には、下佐々浄水場更新工事の竣工式を相次いで挙行することができました。両施設とも立派に完成し、大変うれしい1日となりました。

また、29日には議員の皆様をはじめ、多くの御来賓の皆様、そして、関係者の皆様に御出席いただき、登山者や観光客の安全を祈願する生石高原山開き式を挙行いたしました。太鼓演奏や餅まきも行われ、生石高原も多くのお客さんで一層の盛り上がりを見せておりました。

さて、この臨時会に上程している案件は、議案第42号から議案第44号までの3件であります。

紀美野町税条例の一部を改正する条例及び紀美野町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求める案件が2件、令和7年度一般会計補正予算（第1号）の専決処分の承認を求める案件の計3件でございます。

一般会計補正予算は、岸本前和歌山県知事の急逝に伴い執行される和歌山県知事選挙に要する経費について、専決処分したものでございます。

この後、担当課長より詳しく御説明申し上げますので、十分御審議の上、原案どおり御可決賜りますようよろしくお願ひ申し上げまして、臨時会招集に係る御挨拶とさせていただきます。

ありがとうございました。

(町長 小川裕康 降壇)

○議長（美野勝男） 以上で、諸般の報告を終わります。

◎日程第4 議案第42号 専決処分の承認を求めるについて

(紀美野町税条例の一部を改正する条例について)

○議長（美野勝男） 日程第4、議案第42号、専決処分の承認を求めるについて（紀美野町税条例の一部を改正する条例について）議題とします。

説明を求めます。

調月税務課長。

(税務課長 調月克久 登壇)

○税務課長（調月克久） おはようございます。

それでは、私から、議案第42号の説明をさせていただきます。

議案書の1ページをお開きください。

議案第42号、専決処分の承認を求めるについて。

紀美野町税条例の一部を改正する条例について、地方自治法第179条第1項の規定により次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和7年5月12日提出 紀美野町長 小川裕康

次の2ページを御覧ください。

専決処分書。

地方自治法第179条第1項の規定により、紀美野町税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり専決処分する。

令和7年3月31日 紀美野町長 小川裕康

理由でございますが、令和7年3月31日において地方税法及び地方税法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律等が公布され、原則として令和7年4月1日から施

行されることとなるため、紀美野町税条例等の一部を改正する必要が生じたためでございます。

次の3ページをお開きください。

紀美野町税条例の一部を改正する条例。

令和7年3月31日

条例第 20号

紀美野町税条例の一部を次のように改正する。なお、改正部分は、次の表中下線の部分である。

改正内容でございますが、第18条は公示送達に関する改正で、不特定多数の者が閲覧することができる状態に置く措置を取るとともに、公示事項が記載された書面を掲示場に掲示する以外に、公示事項を町の事務所に設置したモニター等の映像面に表示したもののが閲覧をすることができる状態に置く措置を取ることによってする規定の追加でございます。

次に、第18条の3は納税証明事項に関する改正で、地方税法施行規則を施行規則に改める改正でございます。

次に、4ページ上段の第34条の2は所得控除に関する改正で、「又は扶養控除額」を「扶養控除額又は特定親族特別控除」に改める改正でございます。

第36条の2は町民税の申告に関する改正で、ただし書中「若しくは法第314条の2第4項」を「、法第314条の2第4項」に改め、「扶養控除額」の次に、「若しくは特定親族特別控除額（特定親族（同条第1項第12号に規定する特定親族をいう。第36条の3の2第1項第3号及び第36条の3の3第1項において同じ。）（前年の合計所得金額が85万円以下であるものに限る。）に係るもの）を除く。」を加え、同量第9項中「第2条第15項」を「第2条第16項」に改める改正でございます。

次に、6ページ中段の第36条の3の2は、個人町民税に係る給与所得者の扶養親族等申告書に係る改正で、「扶養親族」の次に「又は特定親族」を加える改正でございます。

次に、7ページ上段の第36条の3の3は、個人町民税に係る公的年金受給者の扶養親族等申告書に関する改正で、「者に限る。」の次に、「若しくは特定親族（退職手当等に係る所得を有する者であつて、合計所得金額が85万円以下の者に限る。）」を加え、同項第3号中、「扶養親族」の次に「又は特定親族」を加える改正でございます。

次に、8ページ中段の第63条の2は、第1項第1号中「同条第15項」を「同条第16項」に改める項ずれによる改正でございます。

次に、9ページ上段の第82条は、軽自動車税種別割の税率に関する改正で、第1号ア中「エ」を「ウ及びオ」に改め、同号イ中「又は」を「（ウに掲げるものを除く。）又は」に改め、同号ウ中「又は」を「（ウに掲げるものを除く。）又は」に改め、同号エを同号オとし、同号ウを同号エとし、同号イの次に、ウ、2輪のもので総排気量が0.125リットル以下かつ最高出力が4.0キロワット以下のもの、年額2,000円を加える改正でございます。

次に、第89条第2項は軽自動車税種別割の減免に関する改正で、第2号中「第2条第15項」を「第2条第16項」に改め、同項第5号中「定格出力」の次に「（第82条第1号ウに掲げる原動機付自転車にあっては、原動機の総排気量及び最高出力）」を加える改正でございます。

次に、10ページ下段の第90条第2項は、身体障害者等に対する軽自動車税種別割の減免に関する改正で、「身体障害者又は」を「身体障害者若しくは」に、「を提示」を「又はこれらの者の特定免許情報（同法第95条の2第2項に規定する特定免許情報をいう。次項において同じ。）が記録された免許情報記録個人番号カード（同条第95条の2第4項に規定する免許情報記録個人番号カードをいう。次項において同じ。）を掲示」に改め、同項第5号中「の番号、交付年月日及び」を「又は道路交通法第95条の2第2項第1号に規定する免許情報記録（以下この号において「免許情報記録」という。）の番号、運転免許の年月日、運転免許証または免許情報記録の」に改め、同条中第4項を第5項とし、第3項を第4項とし、第2項の次に第3項、前項の場合において、免許情報記録個人番号カードを掲示したときは、当該免許情報記録個人番号カードに記録された特定免許情報を確認するために必要な措置を受けなければならない。を加える改正でございます。

次に、12ページ中段の第139条の3第2項第1号中、「第2条第15項」を「第2条第16項」に、13ページ上段の第149条の第1号中、「同条第15項」を「同条第16項」に、項ずれにより改める改正でございます。

次に、13ページ下段の附則第10条の2第12項中、「附則第15条第37項」を「附則第15条第36項」に改め、同条第13項中「附則第15条第41項」を「附則第15条第40項」に改め、同条第14項中、「附則第15条第42項」を「附則第1

5条第41項」に改める改正でございます。

次に、14ページ中段の附則第10条の3につきましては、第15項を同条第16項に、同条第14項を同条第15項に項ずれにより改め、第13項の次に、14項として、長寿命化に資する大規模修繕工事を行ったマンションに係る固定資産税の減免措置について、マンション管理組合の管理者等から町長に必要書類の提出があり、減額措置の要件に該当すると認められるときは、当該マンションの区分所有者から減額措置に係る申告書の提出がなかった場合においても、当該減額措置を適用することができることとしたを加える改正でございます。

次に、15ページ上段の附則第16条の2の2につきましては、加熱式たばこに係る課税標準の特例に関する改正で、加熱式たばこに係る国・地方のたばこ税の課税方式について、重量のみに応じて紙たばこに換算する方式とするほか、一定の重量以下のものは紙巻きたばこ1本として課税する仕組みとする等の見直しがなされることに伴い、税条例において、加熱式たばこに係る町たばこ税の課税標準の特例規定が新設される改正となってございます。

次に、17ページ上段の附則といたしまして、第1条の施行期日につきましては、この条例は、令和7年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行するものとする。

第1号 第34条の2、第36条の2第1項ただし書、第36条の3の2第1項第3号及び第36条の3の3第1項の改正規定並びに附則第3条の規定に関しては、令和8年1月1日。

第2号 附則第16条の2の次に1条を加える改正規定及び附則第6条の規定に関しては、令和8年4月1日。

第3号 第18条及び第18条の3の改正規定並びに次条の規定に関しては、地方税法等の一部を改正する法律、附則第1条第12号に掲げる規定の施行の日となります。

第2条は、公示送達に関する経過措置を定めたものでございます。

第3条は、町民税に関する経過措置を定めたものでございます。

第4条は、固定資産税に関する経過措置を定めたものでございます。

第5条は、軽自動車税に関する経過措置を定めたものでございます。

第6条は、町たばこ税に関する経過措置を定めたものでございます。

以上、簡単ではございますが、議案第42号の説明とさせていただきます。

原案のとおり御承認いただけますよう、よろしくお願ひします。

(税務課長 調月克久 降壇)

○議長（美野勝男） これから質疑を行います。

11番、美濃良和議員。

(11番 美濃良和 登壇)

○11番（美濃良和） おはようございます。

具体的にお聞きいたしますけれども、これによって町民にとって有利になるもの、また不利になるもの、それについてはどういうふうなところがなるのか、その辺のところをお聞きしときたいと思います。

(11番 美濃良和 降壇)

○議長（美野勝男） 調月税務課長。

(税務課長 調月克久 登壇)

○税務課長（調月克久） それでは、美濃議員の御質疑にお答え申し上げます。

今回の改正についての有利・不利ということでしたが、まず、住民税の部分で、扶養控除の次に特定親族特別控除が創設されることになっております。現行では103万円までの特定扶養控除が、改正案では123万円まで、123万円から154万円までについては、特定親族特別控除額の創設ということで、45万円の控除がされることとなっております。

また、150万円から188万円については、従来ある配偶者特別控除のように収入に応じて減額されますが、41万円からの控除が創設されており、納税者の方については有利になると思っております。

また、不利な部分という形であれば、加熱式たばこについては、時期は令和8年4月以降になりますが、若干の増額になると考えております。

以上です。

(税務課長 調月克久 降壇)

○議長（美野勝男） 11番、美濃良和議員。

○11番（美濃良和） 今、大体、おおむね町民にとっては有利になるというふうなことで御説明があったというふうに思うんですけども、最後に増額になるというところがよく聞こえなかったんですが、そのことについて、もう少し御説明願いたいと思います。

○議長（美野勝男） 調月税務課長。

○税務課長（調月克久） それでは、美濃議員の御質疑にお答え申し上げます。

先ほど増税の部分で、加熱式たばこの課税方式の見直しがございますので、見直しの目的が紙巻きたばこよりも税負担の水準が低いため、課税の適正化を図るということで増税になると考えております。

○議長（美野勝男） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（美野勝男） これで質疑を終わります。

これから議案第42号に対し、討論を行います。

反対討論を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（美野勝男） 賛成討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（美野勝男） これで討論を終わります。

これから議案第42号を採決します。

本案は、承認することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（美野勝男） 異議なしと認めます。

したがって、議案第42号は、承認することに決定しました。

◎日程第5 議案第43号 専決処分の承認を求めるについて
(紀美野町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について)

○議長（美野勝男） 日程第5、議案第43号、専決処分の承認を求めるについて
(紀美野町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について) 議題とします。

説明を求めます。

調月税務課長。

(税務課長 調月克久 登壇)

○税務課長（調月克久） それでは、議案第43号について説明させていただきます。

議案書の19ページをお開きください。

議案第43号、専決処分の承認を求ることについて。

紀美野町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、地方自治法第179条第1項の規定により次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により、これを報告し、承認を求める。

令和7年5月12日提出 紀美野町長 小川裕康

次に、20ページをお開きください。

専決処分書。

地方自治法第179条第1項の規定により、紀美野町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり専決処分する。

令和7年3月31日紀美野町長 小川裕康

理由でございます。

令和7年3月31日において、地方税法及び地方税法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律等が公布されたことに伴い、原則として令和7年4月1日から施行されることとなるため、紀美野町国民健康保険税条例を改正する必要が生じたためでございます。

次の21ページをお開きください。

紀美野町国民健康保険税条例の一部を改正する条例。

令和7年3月31日

条例第 21号

紀美野町国民健康保険税条例の一部を次のように改正する。なお、改正部分は次の表中下線の部分である。

今回の改正につきましては、負担の公平性の確保及び中間所得層の負担の軽減を図る観点から、国民健康保険税の課税限度額及び減額対象となる所得基準の見直しの改正となっております。

それでは、21ページ中段から説明させていただきます。

第2条第2項は、基礎課税額に係る課税限度額を現行の65万円から66万円に改める改正でございます。

次に、第2条第3項は、後期高齢者支援金等課税額に係る課税限度額を現行の24万円から26万円に改める改定となり、これで基礎課税額に係る課税限度額66万円、後期高齢者支援金等課税額に係る課税限度額26万円、介護給付金課税額に係る課税限度

額17万円とを合わせて109万円となります。

次に、22ページ上段から23ページ中段につきましての、第23条は国民健康保険税の減額について定めたもので、第1項は、第2条第2項及び第2条第3項の改正に伴うものでございまして、第23条第1項第2号は、5割軽減の加算額「29万5千円」を「30万5千円」に、同項第3号につきましては、2割軽減の加算額「54万5千円」を「56万円」に改めることにより、軽減対象世帯が拡大されるものでございます。

次に、23ページ中段の附則でございます。

施行期日は、令和7年4月1日から施行するものでございます。

運用区分につきまして、この条例による改正後の紀美野町国民健康保険税条例の規定は、令和7年度以降の年度分の国民健康保険税について適用し、令和6年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例によるものでございます。

以上、紀美野町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分の説明とさせていただきます。

原案のとおり御承認いただけますよう、よろしくお願ひします。

(税務課長 調月克久 降壇)

○議長（美野勝男） これから質疑を行います。

6番、埴谷高夫議員。

(6番 埴谷高夫 登壇)

○6番（埴谷高夫） 説明の中で、課長さんが改正する必要が生じたとおっしゃいましたけれども、その必要が生じた内容をお答え願えますか。

それから、国がやったからというのは通用しませんので、町が単独で改正するわけですから、別に国のそのままの数字を持ってくる必要はないわけで、そういう答弁はしないでくださいね。

それから、この66万円、26万円、17万円というのが分からんかったらそれでいいんですけども、65万円の場合、24万円の場合、それから17万円は改正ないんやな。この2つの場合、どれぐらいの人数、町内でいらっしゃったかっていう人数が分かれば、これを教えてください。

(6番 埴谷高夫 降壇)

○議長（美野勝男） 暫時休憩いたします。

休憩

(午前10時04分)

再開

○議長（美野勝男） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

(午前10時10分)

○議長（美野勝男） 調月税務課長。

(税務課長 調月克久 登壇)

○税務課長（調月克久） それでは、埴谷議員の御質疑にお答えします。

まず、必要が生じた理由でございますが、令和7年2月7日に国民健康保険法施行令の一部を改正する政令が公布され、それに伴い、令和7年3月31日に地方税法の改正がなされたため、令和7年4月1日から施行するということで専決処分させていただいたところでございます。

それから、限度額の影響についてですが、限度額が上がったことによって改正による影響はありませんが、限度超過世帯が8世帯で、限度超過額は357万50円となっております。

以上です。

(税務課長 調月克久 降壇)

○6番（埴谷高夫） それは全体で言うてんの、8世帯というのは。それぞれは。

後期高齢者とか分けずに。

○税務課長（調月克久） はい。全体で。

○議長（美野勝男） 6番、埴谷高夫議員。

○6番（埴谷高夫） 私、さっき言いましたよね。国がやったからっていうのは、それ、理由にならないですよっていうのは言いましたよね。

というのは、町長さん、違うんですよ。国がやったからじゃなしに、国は指針を示しますけれども、町が独自で判断してやっているんですよ。

例えば、資産割だったら10%ですか、所得割はここは8%ですか。その改正はありますけれども、やっていないでしょう。各自治体で違うでしょうが。各自治体で違うっていうことをまず認めてもらって、それでうちはこのようにやりましたっていうんだつたら分かりますけれども、国のとおりやりましたって言うんだったらね、ほかの項目も改正あるはずですよ。それないでしょう。それは、町が独自で考えてやっているわけで

す。各自治体違いますからね。もっと高いところもあるし、低いところもあるし。いろんな様々な財政事情に応じて違うわけですから。そういう試算をして今度の改正を行つたって言うんだったら話分かりますよ。

しかし、そんなんじやなしに、国の改正があったんでやりましたっていう理由だけだったらね、そしたら、何よって、こういう審議にならないでしょう。そやから、一部の議員の中でもそういう話が出てくるんですよ。国が改正したから町も改正するんですよと。それは当然なんやという話が出てくる。しかし、実際はそうじやないでしょう。国が指針を示しても、県もありますけれども、補助金の関係がありますからありますけれども。

しかし、町独自で財政が今、非常に逼迫していると。国保財政が大変だと。これは値上げせなあかんなとかね。いや、今は十分余裕があるから、これはもう今度は見送りましょうと。こういう場合もあるわけでしょう。そういったことを理由付けて説明してくれないと、先ほどの説明だったら、施行令云々とかそんな話ありますけれども、そうじやないんですよっていうのをはっきり説明してもらわないといけないと思います。どうでしょう。

○議長（美野勝男） 調月税務課長。

○税務課長（調月克久） 塙谷議員の御質疑にお答えします。

先ほども申し上げたとおり、限度額については、今回の限度額の変更に伴いの増額はございません。ただ、軽減額については、若干5割軽減が増えるという形で、納税者に有利な形にはなっていると考えております。

以上です。

○議長（美野勝男） 6番、塙谷高夫議員。

○6番（塙谷高夫） だからね、5割減税、2割減税の話私してない。それはいいから、住民、町民にとってそれは結構な話だから、それはそれでいいんです。

しかし、改正の理由付けですよ。理由が私は納得いきませんって言っている。そうでしょう。まあいいんですけどね。

しかし、国が例えば所得割だったら7.7%から7.8%っていうのは今標準で、標準というかあるみたいですけれども、うちは8%でしょう。高いでしょう。そういうのは国関係なしにやってきているでしょうが。

それなのに、国のとおりやっていますとか、そういう話だったら駄目ですよっていう

ことを言っているわけで、それは今後、来年も再来年もあるわけですから、その説明のときにそういうのも用意してもらって、紀美野町の国保財政はこないになっていきますと、こういうことにこれで改正したらこないなります、見通しですよ。こないなりますっていうのを、やはり医療費のあれがあるからなかなか難しいですけれども、大体の見通しで立てるわけですから、それを話してもらいたいと、説明でやってもらいたいとこのように思います。

これはもういいです。答弁はいいですけど。

○議長（美野勝男）ほかに質疑ありませんか。

11番、美濃良和議員。

（11番 美濃良和 登壇）

○11番（美濃良和）私のほうからも若干お聞きしたいと思います。

最高限度額を65万円から66万円に引き上げるということなんですね。埴谷議員の質疑に対して、357万8,000円の増収になるというふうなことであったかというふうに思うんです。

こういうふうにして、今一番、何遍も言いますけれども、町民が払う税金の中で一番大きいのは、この国民健康保険税なんですね。しかも、今大変多くの皆さん方が暮らしに大変困っているというふうな状況の中で、できるだけ上げないようにするということが当然必要ではないかというふうに思うんです。当然というんですか、課のほうでも、課のほうは税を取るっていうことが仕事ですから、一生懸命やっただけでいる。それは分かるんですけども、町全体としてそのところを考えていかなきゃならんのじゃないかというふうに思うんです。

町として、そういうふうな引上げをしなくてもいいということにできるだけしていくための施策を取っておられるというふうに思うんですけども、それについてはどんだけやっているんか、これをやっぱり示さなければ、町民の皆さん方も納得してもらえないというふうに思うんですけども、町の運営についてお聞きしたいと思います。お願ひします。

（11番 美濃良和 降壇）

○議長（美野勝男）暫時休憩いたします。

休憩

（午前10時19分）

再開

- 議長（美野勝男） 休憩前に引き続き、会議を開きます。
- (午前10時22分)
- 議長（美野勝男） 調月税務課長。
- (税務課長 調月克久 登壇)
- 税務課長（調月克久） それでは、美濃議員の御質疑の限度額の影響についてお答えします。
- 令和7年3月末の被保険者で、旧の限度額と新限度額で試算したところ、先ほども申し上げたんですが、改正による影響はなく、どちらの場合も限度額の世帯が8世帯で、限度額が357万50円となっております。
- 以上です。
- (税務課長 調月克久 降壇)
- 議長（美野勝男） 森谷住民課長。
- (住民課長 森谷克美 登壇)
- 住民課長（森谷克美） それでは、私から、美濃議員の国保事業の運営で、今、税の軽減に努められているのかどうかという御質疑にお答えさせていただきます。
- 国民健康保険事業では、特定健康診査等事業ですとか予防事業に実施して医療の抑制に努めるとともに、保険税の急激な高騰を抑制するために、財政調整基金を活用して税額の急増に対する緩和措置を行っているところです。
- 以上、答弁とさせていただきます。
- 11番（美濃良和） ちょっとよく分からんかったんですけど。
- 議長（美野勝男） もう一回ちょっとよく聞こえるように。もう一遍。マイク近づけて。
- 住民課長（森谷克美） すみません。もう一度御説明させていただきます。
- 国民健康保険特別会計で、保険税の急騰な増額を抑制するために、健康保険事業ですか財政調整基金を活用した保険料の抑制等に努めているところでございます。
- 以上、答弁とさせていただきます。
- (住民課長 森谷克美 降壇)
- 議長（美野勝男） 暫時休憩いたします。

休憩

(午前10時26分)

再開

- 議長（美野勝男） 休憩前に引き続き、会議を開きます。
- (午前10時27分)
- 議長（美野勝男） 11番議員、質疑ありませんか。
- 11番（美濃良和） 今の何よ、答えてくれやんのか。
- 議長（美野勝男） 先ほど答弁ありましたので、第2回目行ってください。あれば。

11番、美濃良和議員。

- 11番（美濃良和） だから、どれだけ税金を上げずに、町としてもどんだけ頑張ってるんだっていうことを示さなかつたら、町民の皆さん納得してもらえないのと違いますか。それを聞いているんですけども、1個もそれについての答えはなかったように思います。

それから、もう何か答えができないのか。そのところは、できないならばできないでいいんですけども、その程度だというふうになってまいりますから。

あと、この66万円っていうのは最高限度額でしょう、国の決めた。国の決めた最高限度額は絶対に上げなきやならんってことになってないでしょう、あの法律。要するに、最高限度額以上上げたらあかんというのは法律ですよね。以下だったらいいんですよ。

65万円でいって法律違反になりますか。それ、答えてもらいたいと思います。

それともう一点は、私、大変心配するんですよ。このように上げていった場合に、ほかに健康保険っていうのは、例えば協会けんぽとかそういうのがあるよう思うんですが、私の知り合いの方も国保が高いから、もう協会けんぽへ入ったんだと。そうすると、非常に下がったというふうに聞いているんですけども、こういうふうな現象が起こっていませんか。そうなってくれば、上げれば上げるほど会計に影響が出てくる。ということは、所得の低い方々に対しても影響が出てくるというふうにつながっていくんではないですか。

今回も均等割が2,000円、それから世帯割1,000円上げたように、他にも影響が出てくると。この辺のところを考えて、十分に考えていかなきゃならんのじゃないか

というふうに思いますが、その辺についてどうであるのかお聞かせいただきたいと思います。

○議長（美野勝男） 小川町長。

○町長（小川裕康） 美濃議員から、国保財政の全般の運営について御質疑があつたと思います。

もちろん当初予算でいろいろ審議していただいて、お認めいただいてまいりましたけれども、国保は給付として収入という、給付ができるだけ抑えるっていうんですか、上がっていくないようにいろんな保険事業を展開しておるわけです。それは、いろんなたくさん保険事業を展開して、できるだけ病気にならないようとか早期発見であるとかっていうことで、国保の給付額をできるだけ上がらないような施策はたくさんやっております。

一方で、収入ということになれば、なかなか国保税だけでは必要額は賄えないということで、今は国保財政調整基金も活用しながら、国保料の値上げをできるだけ極力抑えているというのは、今、進め方でやっております。

そういうことは、当初予算でも十分説明をさせていただいて、お認めいただいて、今、運営しているところでありますし、この最高限度額については、議員おっしゃるように上げる必要ないって言つてしまったらそうであります、もう最高限度額っていうのは法律で示されております。だから、その金額については、これまでも改正されれば、町の条例も改正してやってきてているところでありますので、先ほど言ったように8世帯が限度額ということで、それは高額な世帯っていうことになるんだと思っておりますけれども、そこは御理解いただきたいなと思っております。

そういう意味で、今回、限度額の65万円から66万円の引上げをお願いしたいと、こういうことがあります。

以上です。

○議長（美野勝男） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（美野勝男） これで質疑を終わります。

これから、議案第43号に対し、討論を行います。

反対討論を行います。

11番、美濃良和議員。

(11番 美濃良和 登壇)

○11番 (美濃良和) 議案第43号の専決処分の承認を求める件につきまして、反対の立場から討論を行ってまいりたいと思います。

これは、先ほども申し上げているとおり、最高限度額65万円から66万円に上げるということでございまして、この66万円といえば、相当大きな数字ですよね。今もうどのニュース、またはネット等で見てましても、大変多くの方々が世帯を運営していく、そういうふうな生活に大変苦労されていると、そういうふうに言われています。こういうふうなことで、できるだけ税を引き下げていかなきゃならんというのが私たちの願いであるかというふうに思います。

また、国保税というのは、今、紀美野町民が払う税の中で一番大きな税に当たるというふうに思います。ですから、この引上げというふうなことは、十分に考えなきゃならないのではないかというふうに思うんですね。

先ほどから質疑しているんですが、聞いているんですが、答えていただけませんでしたけれども、本来ならばここに福祉保健課長が来て、どんな運営をしているんだと、引上げをしないためのどういう努力をしているんだというそういう話が聞けるかというふうに思ったんですが、それは聞かれませんでした。

そういう議員の質疑に対する十分にお答えがもらえなかつたわけでございますけれども、何にしても、このようにだんだんと負担が大きくなつてまいりますと、私が一つ心配するのが、先ほど申しましたように、ほかの健康保険へ変わられると。その負担が大きいということは、所得の大きい方々が変わられるということになつてまいりますと、この会計についても大変困つてくるんではないかと。そういうふうに考えても、この最高限度額っていうのは、十分に考えて対応しなきゃならない。つまり、健康保険税の最高限度額の引上げをしないということが私は求められているというふうに思います。

また、この健康保険の会計には基金も1億円を超えるものがあります。これは十分に使っていくべきだというふうに思うんですね。もうすぐ統一だと言われますけれど、それであるならば、なおさらこの町民のために使っていくべきだというふうに思うんですね。それをただ置いといて、統一したその会計に持っていく必要は私はないというふうに思います。

等々考えまして、この健康保険税条例の一部を改正する条例に反対いたします。

(11番 美濃良和 降壇)

○議長（美野勝男） 賛成討論ありませんか。
(「なし」の声あり)

○議長（美野勝男） 反対討論ありませんか。
(「なし」の声あり)

○議長（美野勝男） 賛成討論ありませんか。
(「なし」の声あり)

○議長（美野勝男） これで討論を終わります。

これから議案第43号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案は、承認することに賛成の方は起立願います。

(起立多数)

○議長（美野勝男） 起立多数です。

したがって、議案第43号は承認することに決定しました。

◎日程第6 議案第44号 専決処分の承認を求めるについて

(令和7年度紀美野町一般会計補正予算（第1号）について)

○議長（美野勝男） 日程第6、議案第44号、専決処分の承認を求めるについて（令和7年度紀美野町一般会計補正予算（第1号）について）議題とします。

説明を求めます。

曲里総務課長。

(総務課長 曲里充司 登壇)

○総務課長（曲里充司） それでは、議案書の24ページをお開きください。

議案第44号、専決処分の承認を求めるについて。

令和7年度紀美野町一般会計補正予算（第1号）について、地方自治法第179条第1項の規定により次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和7年5月12日提出 紀美野町長 小川裕康

25ページを御覧ください。

専決処分書。

令和7年度紀美野町一般会計補正予算（第1号）について、地方自治法第179条第1項の規定により別紙のとおり専決処分する。

令和7年4月18日 紀美野町長 小川裕康

理由でございます。

和歌山県知事選挙の事務執行に伴い、所要の補正を行う必要が生じたものでございます。

26ページを御覧ください。

令和7年度紀美野町一般会計補正予算（第1号）。

令和7年度紀美野町の一般会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,130万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ95億5,030万円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 岁入歳出予算補正」による。

令和7年4月18日 紀美野町長 小川裕康

予算に関する説明書に沿って説明させていただきます。お配りしてございます補正予算説明資料も併せて御覧いただきたく存じます。

それでは、予算に関する説明書の3ページをお開きください。

まず、歳入でございます。

16款県支出金、3項1目総務費県委託金1,130万円の増額補正で、和歌山県知事選挙執行委託金でございます。

続きまして、歳出の説明をさせていただきます。

4ページをお開きください。

2款総務費、4項4目和歌山県知事選挙費1,130万円の増額補正で、1節報酬で投票立会人34万9,000円、開票管理者1万1,000円、開票立会人8万9,000円、期日前投票管理者19万3,000円でございます。

3節職員手当等で超過勤務手当480万8,000円でございます。

10節需用費で消耗品費105万9,000円、燃料費3万4,000円、食糧費32万円、印刷製本費52万5,000円でございます。

11節役務費で電話料1万6,000円、郵便料64万5,000円、選挙啓発チラシ折込手数料6万5,000円、点検手数料15万円でございます。

12節委託料では、投票立会人派遣委託料55万5,000円、ポスター掲示場作成

等委託料231万円、選挙公報誌配布委託料5万円でございます。

13節使用料及び賃借料で施設使用料5万円、機器等借上げ料で7万1,000円でございます。

以上、簡単ではございますが、議案第44号の説明とさせていただきます。よろしくお願ひいたします。

(総務課長 曲里充司 降壇)

○議長（美野勝男） これから質疑を行います。

11番、美濃良和議員。

(11番 美濃良和 登壇)

○11番（美濃良和） 4ページなんですが、これは予算に関する説明書の4ページなんすけれども、これで見ましたら、財源内訳ですけれども、全部国・県の支出金で賄われると。町の一般財源の持ち出しあはなしということになってくるわけですね。

そうなってまいりますと、今、うちは、できるだけ投票率を上げるというのは、今、全国的にやらなきやならない課題ということでやられているというふうに思うんですけども、紀美野町で今、投票所ですけれども、期日前についてはもう支所と最終の1日、土曜日だけ、期日前は本所で、最終の1日だけ支所でやるというふうなことになってきているように思うんですけども、今後についてどうであるのかお聞きしたいと思います。

(11番 美濃良和 降壇)

○議長（美野勝男） 11番議員に申し上げます。

これは、今回の選挙のことありますので、将来については答弁。

○11番（美濃良和） 今回を聞いてるんですよ。

○議長（美野勝男） 曲里総務課長。

(総務課長 曲里充司 登壇)

○総務課長（曲里充司） まず、1点目ですが、今回の和歌山県知事選挙は全て県支出金に基づいて、県支出金を財源として実施する予定になっております。

それから、期日前投票におきましては、議員御指摘のとおり、投票日前日の午前8時半から午後7時までは支所において期日前投票を実施するということで、現在進んでおります。

以上でございます。

(総務課長 曲里充司 降壇)

- 議長（美野勝男） 11番、美濃良和議員。
- 11番（美濃良和） 今回から、投票日の投票所も4か所閉めるというふうになつてきていると。やっぱりこの投票率をどう上げるのかっていうのは、大きな町としても課題ではないんですか。そういうふうな施策を取っていくための町の運営ということが必要であるかというふうに思うんですね。
- 海南市に聞いてみたら、期日前投票は3か所、本所それから下津の要するに支所ですね。それと東部と、その3か所にもう1か所増やして4か所にするというふうに聞いたんですけども、紀美野町にとってそういうふうなことであくまでもやっていくんか。これでは、投票率がもう下がっていくんじゃないかというふうに心配するわけでござりますけれども、その辺はどうでしょうか。
- 議長（美野勝男） 曲里総務課長。
- 総務課長（曲里充司） 期日前投票所の増設につきましては、選挙管理委員会でも検討を行ったところですが、投票では一番ミスというのが懸念されております。名簿の対象の確認とかということも十分課題にはなりますし、投票者とのタイミングのマッチングも難しく思っております。なかなかその投票される方の生活時間も異なりますので、それを合わせて投票所を開設するということも、結構困難なところでもあります。
- あと、選挙管理委員会としては、できるだけ投票率を上げるために選挙公報をしっかりさせていただいて、皆さんの投票ができるだけ増やすというふうな努力を今後とも進めてまいりたいと考えております。
- 議長（美野勝男） 11番、美濃良和議員。
- 11番（美濃良和） ということは、現行よりも、今までの期日前については1か所と最終の場所だけ、これを増やす考えはないと。また、あくまでも4か所あった現在の普通の投票所というんですか、それは閉鎖していくというふうなやり方でやると。そういう予算であるというふうになるわけですか。
- やっぱり何を、投票率を上げる、これはもう国を挙げてやっていることであるし、我々もその辺については大変心配するんですけども、それについては、単に広報等で流すと、それだけで済ますわけですか。
- 議長（美野勝男） 曲里総務課長。
- 総務課長（曲里充司） この選挙に限らずですが、今までどおり期日前投票は役

場本庁でも行いますし、投票日前日におきましては支所でも実施するということで、変わりなく実施をさせていただきたいと思います。

あと、もちろん投票率の向上のために、広報活動を積極的に引き続き行ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（美野勝男）ほかに質疑ありませんか。
(「なし」の声あり)

○議長（美野勝男）これで質疑を終わります。
これから議案第44号に対し、討論を行います。

反対討論を行います。

○議長（美野勝男）賛成討論ありませんか。
(「なし」の声あり)

○議長（美野勝男）これで討論を終わります。
これから議案第44号を採決します。

本案は、承認することに御異議ありませんか。
(「異議なし」の声あり)

○議長（美野勝男）異議なしと認めます。
したがって、議案第44号は承認することに決定しました。
しばらく休憩します。

休憩

(午前10時50分)

再開

○副議長（藤井基彰）それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。
(午前11時06分)
○副議長（藤井基彰）地方自治法第106条第1項の規定に基づき、議長の職務を行います。
ただいま美野勝男議長から、議長の辞職願が提出されました。事務局に辞職願を朗読させます。

○事務局長（井戸向朋紀） それでは朗読いたします。
令和7年5月12日、紀美野町議会副議長、藤井基彰様。
紀美野町議会議長、美野勝男。
辞職願。
このたび、紀美野町議会の申合せにより議長を辞職したいので、許可されるよう願い
出ます。

以上であります。

○副議長（藤井基彰） お諮りします。
議長辞職の件を日程に追加し、追加日程第1として日程の順序を変更し、直ちに議題
にしたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○副議長（藤井基彰） 異議なしと認めます。
したがって、議長辞職の件を日程に追加し、追加日程第1として日程の順序を変更し、
直ちに議題とすることに決定しました。

○追加日程第1 議長辞職の件

○副議長（藤井基彰） 追加日程第1、議長辞職の件を議題とします。
地方自治法117条の規定によって、美野勝男議員が退場しています。
お諮りします。

美野勝男議員の議長の辞職を許可することに御異議ありませんか。
（「異議なし」の声あり）

○副議長（藤井基彰） 異議なしと認めます。
したがって、美野勝男議員の議長辞職の件は許可することに決定しました。

美野勝男議員の入場を許可します。

（美野勝男議員 入場）

○副議長（藤井基彰） しばらく休憩します。
休憩

（午前11時08分）

再開
○副議長（藤井基彰） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前11時10分)

○副議長（藤井基彰）　　ただいま議長が欠けました。

お諮りします。

議長の選挙を日程に追加し、追加日程第2、選挙第2号として直ちに選挙を行いたい
と思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○副議長（藤井基彰）　　異議なしと認めます。

したがって、議長の選挙を日程に追加し、追加日程第2、選挙第2号として直ちに選挙を行うことに決定しました。

◎追加日程第2　選挙第2号　議長の選挙

○副議長（藤井基彰）　　追加日程第2、選挙第2号、議長の選挙を行います。

選挙は投票で行います。

議場の出入口を閉めます。

(議場閉鎖)

○副議長（藤井基彰）　　ただいまの出席議員数は12名です。

次に、立会人を指名します。

会議規則第32条第2項の規定によって、立会人に8番北道勝彦議員及び7番七良浴光議員を指名します。

投票用紙を配ります。

(投票用紙配付)

○副議長（藤井基彰）　　念のため申し上げます。

投票は単記無記名です。

投票用紙の漏れはありませんか。

(「なし」の声あり)

○副議長（藤井基彰）　　配布漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

(投票箱点検)

○副議長（藤井基彰）　　異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。1番議員から順番に投票をお願いいたします。

(投　　票)

- 副議長（藤井基彰） 投票漏れはございませんか。
(「なし」の声あり)
- 副議長（藤井基彰） 投票漏れなしと認めます。
- 投票を終わります。
- 開票を行います。8番北道勝彦議員及び7番七良浴光議員、開票の立会いをお願いします。
- (開 票)
- 副議長（藤井基彰） それでは、選挙の結果を報告いたします。
- 投票総数 12票
- 有効投票 11票
- 無効投票 1票
- 有効投票のうち、
- 七良浴 光議員 9票
- 美濃良和議員 2票
- 以上のとおりです。
- この選挙の法定得票数は3票です。
- したがって、議長に七良浴光議員が当選されました。
- 副議長（藤井基彰） 議場の出入口を開きます。
- (議場開放)
- 副議長（藤井基彰） ただいま議長に当選されました七良浴光議員が議場におけるられます。会議規則第33条第2項の規定によって当選の告知をします。
- 七良浴 光議員、議長当選承諾並びに御挨拶をお願いします。
- 議長（七良浴光） ただいま議員皆様方の御推举をいただきまして議長という要職に就くことができました。ひとえに皆さん方のおかげであります。このことは私自身身の引き締まる思いでございます。大変ありがとうございます。心から感謝申し上げます。
- 今後は、前議長の美野議長さんに一歩でも近づけるような議長になるべく、しっかりと日々研さんを重ねてまいる所存でございますので、今後とも皆様方の御支援、御鞭撻を賜りますようよろしくお願ひ申し上げまして、簡単ではございますが、就任の御挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

○副議長（藤井基彰） ありがとうございました。
それでは、七良浴 光議長、議長席にお着きお願いします。

しばらく休憩します。

休 憩

（午前11時22分）

再 開

○議長（七良浴 光） 休憩前に引き続き会議を開きます。
（午前11時24分）
○議長（七良浴 光） ただいま、藤井基彰副議長から、副議長の辞職願が提出されました。

事務局長に辞職願を朗読させます。

○事務局長（井戸向朋紀） 令和7年5月12日、紀美野町議会議長七良浴 光様。
紀美野町議会副議長、藤井基彰。
辞職願。
このたび、紀美野町議会の申合せにより副議長を辞職したいので、許可されるよう願い出ます。

以上です。

○議長（七良浴 光） お諮りします。
副議長辞職の件を日程に追加し、追加日程第3として日程の順序を変更し、直ちに議題にしたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（七良浴 光） 異議なしと認めます。
したがって、副議長辞職の件を日程に追加し、追加日程第3として日程の順序を変更し、直ちに議題とすることに決定しました。

◎追加日程第3 副議長辞職の件

○議長（七良浴 光） 追加日程第3、副議長辞職の件を議題とします。
地方自治法第117条の規定によって、藤井基彰議員は退場しています。
お諮りします。
藤井基彰議員の副議長の辞職を許可することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（七良浴 光） 異議なしと認めます。

したがって、藤井基彰議員の副議長辞職の件は許可することに決定しました。

藤井基彰議員の入場を許します。

(藤井基彰議員 入場)

○議長（七良浴 光） しばらく休憩します。

休憩

(午前11時26分)

再開

○議長（七良浴 光） ありがとうございました。

休憩前に引き続き、会議を開きます。

(午前11時27分)

○議長（七良浴 光） ただいま副議長が欠けました。

お諮りします。

副議長の選挙を日程に追加し、追加日程第4、選挙第3号として直ちに選挙を行いたいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（七良浴 光） 異議なしと認めます。

したがって、副議長の選挙を日程に追加し、追加日程第4、選挙第3号として直ちに選挙を行うことに決定しました。

◎追加日程第4 選挙第3号 副議長の選挙

○議長（七良浴 光） 追加日程第4、選挙第3号、副議長の選挙を行います。

選挙は投票で行います。

議場の出入口を閉めます。

(議場閉鎖)

○議長（七良浴 光） ただいまの出席議員数は12人です。

次に、立会人を指名します。

会議規則第32条第2項の規定によって、立会人に6番埴谷高夫議員及び5番上柏院亮議員を指名します。

投票用紙を配ります。

(投票用紙配付)

○議長（七良浴 光） 念のため申し上げます。

投票は単記無記名です。

投票用紙の配付漏れはありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（七良浴 光） 配布漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

(投票箱点検)

○議長（七良浴 光） 異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。1番議員から順番に投票願います。

(投 票)

○議長（七良浴 光） 投票漏れはありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（七良浴 光） 投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

開票を行います。6番埴谷高夫議員及び5番上柏曉亮議員、開票の立会いをお願いします。

(開 票)

○議長（七良浴 光） 選挙の結果を報告します。

投票総数 12票

有効投票 12票

無効投票 0票

有効投票のうち、

藤井基彰議員 8票

埴谷高夫議員 2票

桐山尚己議員 1票

美濃良和議員 1票

以上のとおりです。

この選挙の法定得票数は3票です。

したがって、副議長に藤井基彰議員が当選されました。

○議長（七良浴光） 議場の出入口を開きます。

（議場開放）

○議長（七良浴光） ただいま副議長に当選されました藤井基彰議員が議場におられます。会議規則第33条第2項の規定によって当選の告知をします。

藤井基彰議員、副議長当選承諾並びに御挨拶をお願いします。

○副議長（藤井基彰） ただいま投票により、引き続き副議長という重大な責務を任されることになりました。本当にありがとうございますと同時に、大変大きな職務であることを痛感しております。新しくなられました七良浴議長の下、一生懸命支えて、町民また町のために頑張りたいと思います。今後も御協力よろしくお願ひいたします。
ありがとうございます。

○議長（七良浴光） ありがとうございます。しばらく休憩します。

休憩

（午前11時39分）

再開

○議長（七良浴光） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前11時39分）

○議長（七良浴光） お諮りします。

議席の一部変更を日程に追加し、追加日程第5として直ちに議題にしたいと思います。
御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（七良浴光） 異議なしと認めます。

したがって、議席の一部変更を日程に追加し、追加日程第5として直ちに議題とする
ことに決定しました。

○追加日程第5 議席の一部変更

○議長（七良浴光） 追加日程第5、議席の一部変更を行います。

今回の議長改選に伴い、会議規則第4条第3項の規定により、議席の一部を変更します。

当町議会の申合せにより、任期途中で議長の交代があったときは、前議長は新議長の

席に着くことになっておりますので、美野勝男議員を7番に、私が12番にそれぞれ変更します。

しばらく休憩します。

休憩

(午前11時40分)

再開

○議長（七良浴光） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

(午後2時59分)

◎日程第7 選任第1号 常任委員の選任

○議長（七良浴光） 日程第7、選任第1号、常任委員の選任を行います。

常任委員の選任については、委員会条例第7条第1項及び第2項の規定により、議長において、総務文教常任委員に中原和也議員、埴谷高夫議員、美野勝男議員、向井中洋二議員、伊都堅仁議員及び七良浴光議員を、また、産業建設常任委員に、徳田拓嗣議員、桐山尚己議員、藤井基彰議員、上柏院亮議員、北海勝彦議員及び美濃良和議員を指名したいと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（七良浴光） 異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名しました各6人の議員をそれぞれの常任委員に選任することに決定しました。

つきましては、この際、両常任委員会を開催し、委員長、副委員長の互選を行いたいと思います。

本日の委員会は、委員会条例第9条第1項の規定により、議長が招集することになっていますので、ただいまから会議室に総務文教常任委員会を招集します。また、総務文教常任委員会終了後、産業建設常任委員会を招集します。

本日の委員会は、委員会条例第9条第2項の規定により、年長の議員が委員長の職務を行うことになっていますので、よろしくお願いします。

なお、両常任委員会終了後、議場に参集願います。

しばらく休憩します。

休憩

(午後3時01分)

再開

- 議長（七良浴光） 休憩前に引き続き、会議を開きます。
- (午後3時20分)
- 議長（七良浴光） ただいま常任委員会において、それぞれ委員長及び副委員長が互選されましたので、その結果について報告します。
- 総務文教常任委員長に、美野勝男議員。
- 副委員長に、中原和也議員。
- 産業建設常任委員長に、上柏院亮議員。
- 副委員長に、徳田拓嗣議員。
- 以上のとおりです。

◎日程第8 選任第2号 議会運営委員の選任

- 議長（七良浴光） 日程第8、選任第2号、議会運営委員の選任を行います。議会運営委員の選任については、委員会条例第7条第1項の規定により、議長において徳田拓嗣議員、桐山尚己議員、上柏院亮議員、美野勝男議員、向井中洋二議員及び美濃良和議員を指名したいと思います。

- 御異議ありませんか。
- (「異議なし」の声あり)
- 議長（七良浴光） 異議なしと認めます。
- したがって、ただいま指名しました6人の議員を議会運営委員に選任することに決定しました。
- つきましては、この際、議会運営委員会を開催し、委員長、副委員長の互選を行いたいと思います。
- 本日の委員会は、委員会条例第9条第1項の規定により、議長が招集することになりますので、ただいまから委員会室に議会運営委員会を招集します。
- 本日の委員会は委員会条例第9条第2項の規定により、年長の委員が委員長の職務を行うことになっていますので、よろしくお願いします。
- なお、委員会終了後、議場に参集願います。

しばらく休憩します。

休憩

(午後3時22分)

再開

○議長（七良浴光） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

(午後3時31分)

○議長（七良浴光） ただいま議会運営委員会において、委員長及び副委員長が互選されましたので、その結果について報告します。

議会運営委員長に、向井中洋二議員。

副委員長に、桐山尚己議員。

以上のとおりです。

しばらく休憩します。

休憩

(午後3時32分)

再開

○副議長（藤井基彰） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

(午後3時33分)

○副議長（藤井基彰） ただいま議会活性化特別委員会の七良浴光委員から、特別委員の辞任願が提出されました。

また、議会広報特別委員会の徳田拓嗣委員、中原和也委員、桐山尚己委員、藤井基彰委員、埴谷高夫委員及び向井中洋二委員から、特別委員の辞任願が提出されました。

特別委員辞任の件を日程に追加し、追加日程第6として日程の順序を変更し、直ちに議題にしたいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○副議長（藤井基彰） 異議なしと認めます。

したがって、特別委員辞任の件を日程に追加し、日程の順序を変更し、直ちに議題とすることに決定しました。

◎追加日程第6 特別委員辞任の件

- 副議長（藤井基彰） 追加日程第6、特別委員辞任の件を議題とします。
- 本件は、地方自治法第117条の規定によって、七良浴 光議長は退場しています。
- お諮りします。
- 七良浴 光議会活性化特別委員の辞任を許可することに御異議ありませんか。
- （「異議なし」の声あり）
- 副議長（藤井基彰） 異議なしと認めます。
- したがって、七良浴 光議会活性化特別委員の辞任を許可することに決定しました。
- 七良浴 光議長の入場を許します。
- （七良浴 光議長 入場）
- 副議長（藤井基彰） しばらく休憩します。
- 休憩
- （午後3時35分）
-
- 再開
- 議長（七良浴 光） 休憩前に引き続き、会議を開きます。
- （午後3時36分）
- 議長（七良浴 光） 地方自治法第117条の規定によって、徳田拓嗣議員の退場を求めます。
- （徳田拓嗣議員 退場）
- 議長（七良浴 光） お諮りします。
- 徳田拓嗣議会広報特別委員の辞任を許可することに御異議ありませんか。
- （「異議なし」の声あり）
- 議長（七良浴 光） 異議なしと認めます。
- したがって、徳田拓嗣議会広報特別委員の辞任を許可することに決定しました。
- 徳田拓嗣議員の入場を許します。
- （徳田拓嗣議員 入場）
- 議長（七良浴 光） 地方自治法第117条の規定によって、中原和也議員の退場を求めます。
- （中原和也議員 退場）
- 議長（七良浴 光） お諮りします。

中原和也議会広報特別委員の辞任を許可することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（七良浴光） 異議なしと認めます。

したがって、中原和也議会広報特別委員の辞任を許可することに決定しました。

中原和也議員の入場を許します。

(中原和也議員 入場)

○議長（七良浴光） 地方自治法第117条の規定によって、桐山尚己議員の退場を求めます。

(桐山尚己議員 退場)

○議長（七良浴光） お諮りします。

桐山尚己議会広報特別委員の辞任を許可することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（七良浴光） 異議なしと認めます。

したがって、桐山尚己議会広報特別委員の辞任を許可することに決定しました。

桐山尚己議員の入場を許します。

(桐山尚己議員 入場)

○議長（七良浴光） 地方自治法第117条の規定によって、藤井基彰議員の退場を求めます。

(藤井基彰議員 退場)

○議長（七良浴光） お諮りします。

藤井基彰議会広報特別委員の辞任を許可することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（七良浴光） 異議なしと認めます。

したがって、藤井基彰議会広報特別委員の辞任を許可することに決定しました。

藤井基彰議員の入場を許します。

(藤井基彰議員 入場)

○議長（七良浴光） 地方自治法第117条の規定によって、埴谷高夫議員の退場を求めます。

(埴谷高夫議員 退場)

○議長（七良浴光） お諮りします。

埴谷高夫議会広報特別委員の辞任を許可することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（七良浴光） 異議なしと認めます。

したがって、埴谷高夫議会広報特別委員の辞任を許可することに決定しました。

埴谷高夫議員の入場を許します。

(埴谷高夫議員 入場)

○議長（七良浴光） 地方自治法第117条の規定によって、向井中洋二議員の退場を求めます。

(向井中洋二議員 退場)

○議長（七良浴光） 会議録署名議員の追加指名を行います。

本臨時会の会議録署名議員に会議規則第126条の規定によって、10番伊都堅仁議員を追加指名します。

お諮りします。

向井中洋二議会広報特別委員の辞任を許可することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（七良浴光） 異議なしと認めます。

したがって、向井中洋二議会広報特別委員の辞任を許可することに決定しました。

向井中洋二議員の入場を許します。

(向井中洋二議員 入場)

○議長（七良浴光） ただいま、議会活性化特別委員1人、また、議会広報特別委員6人が欠員となりました。

お諮りします。

この際、特別委員の選任を日程に追加し、追加日程第7として直ちに議題としたいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（七良浴光） 異議なしと認めます。

したがって、特別委員の選任を日程に追加し、追加日程第7として直ちに議題とすることに決定しました。

◎追加日程第7 選任第3号 特別委員の選任

○議長（七良浴光） 追加日程第7、選任第3号、特別委員の選任を行います。

議会活性化特別委員の選任については、委員会条例第7条第1項の規定により、議長において美野勝男議員を指名したいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（七良浴光） 異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名しました美野勝男議員を議会活性化特別委員に選任することに決定しました。

続いて、議会広報特別委員の選任については、委員会条例第7条第1項の規定により、議長において徳田拓嗣議員、中原和也議員、桐山尚己議員、藤井基彰議員、向井中洋二議員及び美濃良和議員を指名したいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（七良浴光） 異議なしと認めます。

よって、ただいま指名しました6人の議員を議会広報特別委員に選任することに決定しました。

つきましては、この際、議会広報特別委員会を開催し、委員長、副委員長の互選を行いたいと思います。

本日の委員会は、委員会条例第9条第1項の規定により、議長が招集することとなっていますので、ただいまから委員会室に議会広報特別委員会を招集します。

本日の委員会は、委員会条例第9条第2項の規定により、年長の委員が委員長の職務を行うことになっていますので、よろしくお願いします。

しばらく休憩します。

休憩

(午後3時43分)

再開

○議長（七良浴光） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

(午後4時10分)

○議長（七良浴光） ただいま議会広報特別委員会において、委員長及び副委員長が互選されましたので、その結果について報告いたします。

議会広報特別委員長に、藤井基彰議員。

副委員長に、桐山尚己議員。

以上のとおりです。

また、先ほど議会活性化特別委員会が招集され、美濃良和委員長及び桐山尚己副委員長が辞任し、委員長に美野勝男議員、副委員長に中原和也議員と決まりましたので、報告します。

◎日程第9 選挙第1号 国民健康保険野上厚生病院組合議会議員の選挙

○議長（七良浴 光） 日程第9、選挙第1号 国民健康保険野上厚生病院組合議会議員の選挙を行います。

お諮りします。

選挙の方法は、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選にしたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（七良浴 光） 異議なしと認めます。

したがって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定しました。

お諮りします。

指名の方法については、議長が指名することにしたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（七良浴 光） 異議なしと認めます。

したがって、議長が指名することに決定しました。

国民健康保険野上厚生病院組合議会議員に、中原和也議員、藤井基彰議員、上柏院亮議員、埴谷高夫議員、美野勝男議員、北道勝彦議員及び伊都堅仁議員を指名します。

お諮りします。

ただいま指名しました7人の議員を国民健康保険野上厚生病院組合議会議員の当選人と定めることに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（七良浴 光） 異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名しました7人の議員が国民健康保険野上厚生病院組合議会議員に当選されました。

会議規則第33条第2項の規定により、当選の告知をします。

先ほど、海南海草老人福祉施設事務組合議会議員4人が辞職されました。

お諮りします。

本件は緊急を要しますので、急施事件と認め、この際、海南海草老人福祉施設事務組合議会議員の選挙を日程に追加し、追加日程第8、選挙第4号として直ちに選挙を行いたいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（七良浴 光） 異議なしと認めます。

したがって、本件は急施事件と認め、海南海草老人福祉施設事務組合議会議員の選挙を日程に追加し、追加日程第8、選挙第4号として直ちに選挙を行うことに決定しました。

◎追加日程第8 選挙第4号 海南海草老人福祉施設事務組合議会議員の選挙

○議長（七良浴 光） 追加日程第8、選挙第4号、海南海草老人福祉施設事務組合議会議員の選挙を行います。

お諮りします。

選挙の方法は、地方自治法第118条第2項の規定により指名推選にしたいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（七良浴 光） 異議なしと認めます。

したがって、選挙の方法は、指名推選で行うことに決定しました。

お諮りします。

指名の方法については、議長が指名することにしたいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（七良浴 光） 御異議なしと認めます。

したがって、議長が指名することに決定しました。

海南海草老人福祉施設事務組合議会議員に徳田拓嗣議員、桐山尚己議員、埴谷高夫議員及び北道勝彦議員を指名します。

お諮りします。

ただいま指名しました4人の議員を海南海草老人福祉施設事務組合議会議員の当選人と定めることに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（七良浴 光） 異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名しました4人の議員が海南海草老人福祉施設事務組合議会議員に当選されました。

会議規則第33条第2項の規定により、当選の告知をします。

次に、海南海草環境衛生施設組合議会議員3人が辞職されました。

お諮りします。

本件は緊急を要しますので、急施事件と認め、この際、海南海草環境衛生施設組合議会議員の選挙を日程に追加し、追加日程第9、選挙第5号として直ちに選挙を行いたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（七良浴 光） 異議なしと認めます。

したがって、本件は急施事件と認め、海南海草環境衛生施設組合議会議員の選挙を日程に追加し、追加日程第9、選挙第5号として直ちに選挙を行うことに決定しました。

◎追加日程第9 選挙第5号 海南海草環境衛生施設組合議会議員の選挙

○議長（七良浴 光） 追加日程第9、選挙第5号、海南海草環境衛生施設組合議会議員の選挙を行います。

お諮りします。

選挙の方法は、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選にしたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（七良浴 光） 異議なしと認めます。

したがって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定しました。

お諮りします。

指名の方法については、議長が指名することにしたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（七良浴 光） 異議なしと認めます。

したがって、議長が指名することに決定しました。

海南海草環境衛生施設組合議会議員に徳田拓嗣議員、藤井基彰議員及び北道勝彦議員を指名します。

お諮りします。

ただいま指名しました3人の議員を海南海草環境衛生施設組合議会議員の当選人と定めることに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（七良浴光） 異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名しました3人の議員が海南海草環境衛生施設組合議会議員に当選されました。

会議規則第33条第2項の規定により、当選の告知をします。

次に、五色台広域施設組合議会議員6人が辞職されました。

お諮りします。

本件は緊急を要しますので、急施事件と認め、この際、五色台広域施設組合議会議員の選挙を日程に追加し、追加日程第10、選挙第6号として直ちに選挙を行いたいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（七良浴光） 異議なしと認めます。

したがって、本件は急施事件と認め、五色台広域施設組合議会議員の選挙を日程に追加し、追加日程第10、選挙第6号として直ちに選挙を行うことに決定しました。

◎追加日程第10 選挙第6号 五色台広域施設組合議会議員の選挙

○議長（七良浴光） 追加日程第10、選挙第6号、五色台広域施設組合議会議員の選挙を行います。

お諮りします。

選挙の方法は、地方自治法第118条第2項の規定より、指名推選にしたいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（七良浴光） 異議なしと認めます。

したがって、選挙の方法は、指名推選で行うことに決定しました。

お諮りします。

指名の方法については、議長が指名することにしたいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（七良浴光） 異議なしと認めます。
したがって、議長が指名することに決定しました。
五色台広域施設組合議会議員に中原和也議員、桐山尚己議員、上柏暎亮議員、向井中洋二議員、伊都堅仁議員及び美濃良和議員を指名します。
お諮りします。
ただいま指名しました6人の議員を五色台広域施設組合議会議員の当選人と定めることに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（七良浴光） 異議なしと認めます。
したがって、ただいま指名しました6人の議員が五色台広域施設組合議会議員に当選されました。
会議規則第33条第2項の規定により、当選の告知をします。
次に、和歌山県後期高齢者医療広域連合議会議員1人が辞職されました。
お諮りします。
本件は緊急を要しますので、急施事件と認め、この際、和歌山県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙を日程に追加し、追加日程第11、選挙第7号として直ちに選挙を行いたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（七良浴光） 異議なしと認めます。
したがって、本件は急施事件と認め、和歌山県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙を日程に追加し、追加日程第11、選挙第7号として直ちに選挙を行うことに決定しました。

◎追加日程第11 選挙第7号 和歌山県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙
○議長（七良浴光） 追加日程第11、選挙第7号、和歌山県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙を行います。

お諮りします。
選挙の方法は、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選にしたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（七良浴光） 御異議なしと認めます。

したがって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定しました。

お諮りします。

指名の方法については、議長が指名することにしたいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（七良浴 光） 異議なしと認めます。

したがって、議長が指名することに決定しました。

和歌山県後期高齢者医療広域連合議会議員に藤井基彰議員を指名します。

お諮りします。

ただいま指名しました藤井基彰議員を和歌山県後期高齢者医療広域連合議会議員の当選人と定めることに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（七良浴 光） 異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名しました藤井基彰議員が和歌山県後期高齢者医療広域連合議会議員に当選されました。

会議規則第33条第2項の規定によって、当選の告知をします。

次に、紀の海広域施設組合議会議員3人が辞職されました。

お諮りします。

本件は緊急を要しますので、急施事件と認め、この際、紀の海広域施設組合議会議員の選挙を日程に追加し、追加日程第12、選挙第8号として直ちに選挙を行いたいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（七良浴 光） 異議なしと認めます。

したがって、本件は急施事件と認め、紀の海広域施設組合議会議員の選挙を日程に追加し、追加日程第12、選挙第8号として直ちに選挙を行うことに決定しました。

◎追加日程第12 選挙第8号 紀の海広域施設組合議会議員の選挙

○議長（七良浴 光） 追加日程第12、選挙第8号、紀の海広域施設組合議会議員の選挙を行います。

お諮りします。

選挙の方法は、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選にしたいと思い

ます。御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（七良浴光） 異議なしと認めます。

したがって、選挙の方法は、指名推選で行うことに決定しました。

お諮りします。

指名の方法については、議長が指名することにしたいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（七良浴光） 異議なしと認めます。

したがって、議長が指名することに決定しました。

紀の海広域施設組合議会議員に美野勝男議員、向井中洋二議員及び美濃良和を指名します。

お諮りします。

ただいま指名しました3人の議員を紀の海広域施設組合議会議員の当選人と定めることに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（七良浴光） 異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名しました3人の議員が紀の海広域施設組合議会議員に当選されました。

会議規則第33条第2項の規定により、当選の告知をします。

しばらく休憩します。

休憩

(午後4時23分)

再開

○議長（七良浴光） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

(午後4時39分)

○議長（七良浴光） ただいま議案第45号、監査委員の選任の同意についてが提出されました。

お諮りします。

本案は緊急を要しますので、急施事件と認め、この際日程に追加し、追加日程第13として直ちに議題にしたいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（七良浴光） 異議なしと認めます。

したがって、本案は急施事件と認め、日程に追加し、追加日程第13として直ちに議題とすることに決定しました。

◎追加日程第13 議案第45号 監査委員の選任の同意について

○議長（七良浴光） 追加日程第13、議案第45号、監査委員の選任の同意について議題とします。

本案については、桐山尚己議員の一身上に関する案件でありますので、地方自治法第117条の規定により、桐山尚己議員の退場を求めます。

(桐山尚己議員 退場)

○議長（七良浴光） それでは説明を求めます。

小川町長。

(町長 小川裕康 登壇)

○町長（小川裕康） それでは、お配りいたしました議案第45号を御覧いただきたいと思います。

議案第45号、監査委員の選任の同意について。

次の者を監査委員に選任したいので、地方自治法第196条第1項の規定により議会の同意を求めるものでございます。

氏名は桐山尚己。生年月日は昭和39年12月18日。住所は紀美野町四郷128番地であります。

提案理由でございますが、前任者から令和7年5月11日をもって辞職したい旨の申出があり、これを承認したことにより、委員の選任をするために提案するものでございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

○議長（七良浴光） 本案については、質疑及び討論を省略したいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（七良浴光） 異議なしと認めます。

したがって、質疑及び討論は省略することに決定しました。

これから、議案第45号、監査委員の選任の同意を求める件を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案について、同意することに賛成の方は起立願います。

(起立多数)

○議長（七良浴光） 起立多数です。

したがって、議案第45号は同意することに決定しました。

桐山尚己議員の入場を許します。

(桐山尚己議員 入場)

○議長（七良浴光） しばらく休憩します。

休憩

(午後4時42分)

再開

○議長（七良浴光） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

(午後4時42分)

○議長（七良浴光） 次に、議員派遣の件を日程に追加し、追加日程第14として直ちに議題にしたいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（七良浴光） 異議なしと認めます。

したがって、議員派遣の件を日程に追加し、追加日程第14として直ちに議題とすることに決定しました。

○追加日程第14 議員派遣の件

○議長（七良浴光） 追加日程第14、議員派遣の件を議題とします。

お諮りします。

本件については、会議規則第128条の規定に基づき、お手元に配付のとおり派遣することにしたいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（七良浴光） 異議なしと認めます。

したがって、議員派遣の件は、お手元に配付のとおり派遣することに決定しました。

先ほど、各委員会の委員長から閉会中の継続調査の申し出が提出されました。

この件について日程に追加し、追加日程第15として直ちに議題にしたいと思います。
御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（七良浴光） 異議なしと認めます。

したがって、閉会中の継続調査の申し出について、日程に追加し、追加日程第15として直ちに議題とすることに決定しました。

◎追加日程第15　閉会中の継続調査の申し出について

○議長（七良浴光） 追加日程第15、閉会中の継続調査の申し出について議題とします。

総務文教常任委員会、産業建設常任委員会、議会運営委員会、議会活性化特別委員会及び議会広報特別委員会の委員長から、会議規則第75条の規定によって、お手元に配付のとおり、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。

各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（七良浴光） 異議なしと認めます。

したがって、各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

本日の日程は全部終了しました。

◎閉会

○議長（七良浴光） 会議を閉じます。

令和7年第2回紀美野町議会臨時会を閉会します。

(午後4時45分)

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和7年5月12日

前議長 美野勝男

新議長 七良浴光

議員 北道勝彦

議員 向井中洋二

議員 伊都堅仁